受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

注文者等向け（製造業）
説明資料

CONTENTS

1	製造業における安全衛生管理体制	1
2	連絡調整不足による労働災害事例	4
3	製造業の元方事業者等の講ずべき措置	10
4	特定の作業等に係る注文者としての措置	12
5	個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項	13
6	作業場所管理事業者として必要な措置	15

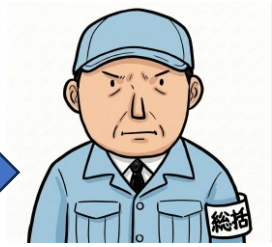
1　製造業における安全衛生管理体制



事業者



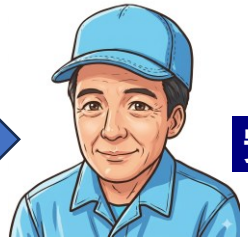
【安衛法2条3号】
事業を行う者で、労働者を使用するもの



総括安全衛生管理者

常時300人以上の労働者を使用する事業場で選任

【安衛法10条】
安全管理者、衛生管理者を指揮
10条記載の統括管理業務を行う



安全管理者

労働者数が常時50人以上のときに選任

【安衛法11条】
統括管理業務のうち安全にかかる技術的事項を管理



衛生管理者

【安衛法12条】
統括管理業務のうち衛生にかかる技術的事項を管理

労働者が常時10人以上50人未満のときに選任

安全衛生推進者



【安衛法12条の2】
統括管理業務の担当

作業主任者



【安衛法14条】
労働災害防止管理を必要とする業務で選任

産業医



【安衛法13条】
労働者数が常時50人以上のときに選任

安全委員会



【安衛法17条】

製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業は労働者数が常時50人以上のときに設置。それ以外の製造業は100人以上で設置

衛生委員会



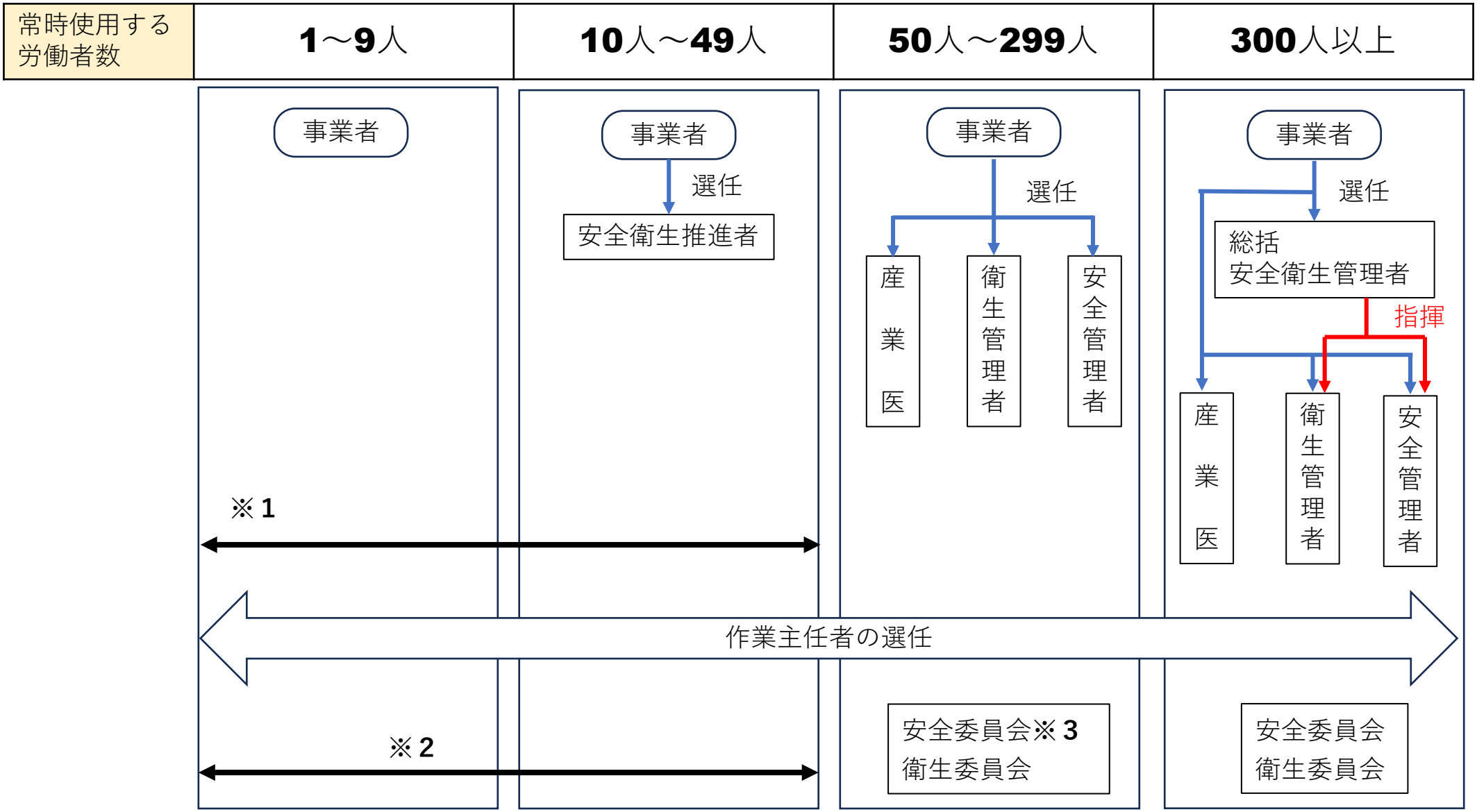
【安衛法18条】

労働者数が常時50人以上のときに設置

【安衛法19条】
安全委員会及び衛生委員会を設けなければならない時は、これらの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置できる。

製造業における安全衛生管理体制(労働者数別)

安衛法第３章　安全衛生管理体制



※１　医師・保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない（安衛法13条の２）。

※２　安全又は衛生に関する事項について、「関係労働者の意見を聴くための機会」を設けるようにしなければならない（安衛則23条の２）。

※３　木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業では、**50人以上で設置。**それ以外の製造業では、**100人以上で設置。**

総括安全衛生管理者(安衛法第１０条)



事業者は政令（＊政令２条）で定める規模の事業場ごとに



＊製造業（物の加工業を含む）では常時300人以上の労働者を使用する事業場で選任

＊当該事業場においてその事業の実施を統括する者を充てる

総括安全衛生管理者を選任し

総括安全衛生管理者



安全管理者、衛生管理者を指揮させ



次の業務を統括管理させる

1　労働者の危険又は健康障害防止の措置
2　労働者の安全又は衛生の教育の実施
3　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
4　労働災害の原因の調査及び再発防止対策
5　前各号のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令（則３条の２）で定めるもの

安衛則３条の２

1　安全衛生に関する方針の表明に関すること
2　法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（リスクアセスメント）
3　安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること（マネジメントシステム）

2　連絡調整不足による労働災害事例

混在作業現場で必要な連絡調整が行われず感電死

発生状況	 **自動車部品メーカー(注文者)の製造工場において、下請企業の労働者Ａ、Ｂが、注文者所有の温度調節計、温度記録計の点検・調整作業を行っていた。 この作業中に、温度調節計の温度制御盤の充電部に接触し、感電して死亡した。**
原因	**制御盤の充電部分には当初接触防止用の囲いが設けられていたが、破損したままになっていた。 また、通電の管理を行っていた注文者と作業を行っていた下請企業との間で必要な連絡調整が行われていなかった。**
対策	**充電部分は接触防止措置を講ずること。 通電の管理を行っている注文者と作業を行っている下請企業との間で必要な連絡調整を行うこと。**

出所：職場のあんぜんサイト

連絡調整不足による労働災害事例

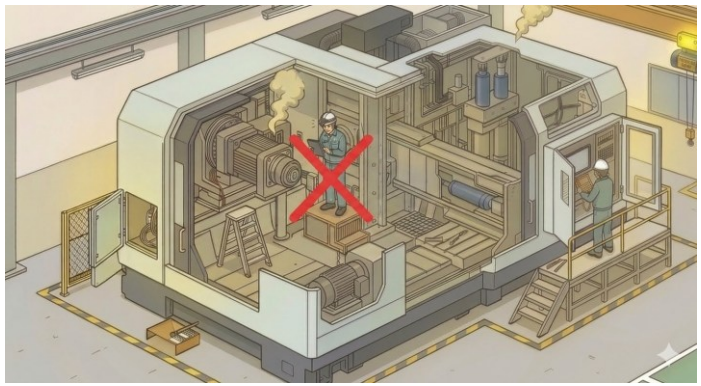
混在作業現場で必要な連絡調整が行われずフォークリフトに正面衝突

発生状況	 **食料品製造工場において、台車を押していた請負人の労働者Aが親会社(元方事業者)の労働者Bが運転するフォークリフトに正面衝突され、死亡した。**
原因	**フォークリフトと台車の経路の区分等が連絡調整により実施されていなかったことが主因。**
対策	**元方事業者による混在作業現場の安全衛生管理を徹底し、作業間の連絡調整を十分行うこと。**

出所：職場のあんぜんサイト

連絡調整不足による労働災害事例

混在作業現場で必要な連絡調整が行われず工作機械に挟まれ死亡

発生状況	 工作機械メーカー（注文者）の製造工場において、注文者に所属する労働者A、Bと下請け企業に所属する労働者Cが、注文者所有の大型工作機械の耐久性試験を実施していた。休憩時間終了後、Aが大型工作機械を起動させたところ、当該大型工作機械の内部で点検作業を行っていたと推定されるCが稼働部に挟まれ、死亡した。
原因	この災害の原因は、注文者の安全管理上、次の問題があったことによる。 1　試運転のため大型工作機械のカバーに設置されているインターロックが無効化されていた。 2　作業間の必要な連絡調整を行っていなかった。 3　大型工作機械を貸与して作業を行わせる場合、当該作業に伴う挟まれの危険性について注文者が教示していなかった。
対策	1　大型工作機械のカバーに設置されているインターロックの有効・無効化の基準について、ルールを設け、下請けを含め、作業員に周知する。 2　作業間の必要な連絡調整を行う。 3　大型工作機械を貸与して作業を行わせる場合、当該作業に伴う挟まれの危険性について十分教示する。

出所：職場のあんぜんサイト

労働安全衛生法は、色々な担当者、役割、機械、設備、物質等が出てきます。そして、その名称の定義が法律の条文で行われています。

聞き慣れない言葉もあると思いますので、これから法律をご理解していただくために必要な言葉の定義を整理しましたので、ご覧ください。

今回の『改正安衛法令』でも新たに定義されたものもあるので、しっかり確認していきましょう！



まず、改正安衛法では、新たに**個人事業者**が定義されています。事業者の定義と比べてみてね。



事業者



【安衛法2条3号】
事業を行う者で、**労働者を使用するもの**（法人または個人経営者）

個人事業者



【安衛法31条の3第1項】
事業を行う者で、**労働者を使用しないもの**（法人または個人経営者）

発注者・注文者・元方事業者・関係請負人



発注者

【安衛法30条の2第2項】
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文しているもので元方事業者以外のもの

注文者

【安衛法3条3項】
仕事を他人に請け負わせている者

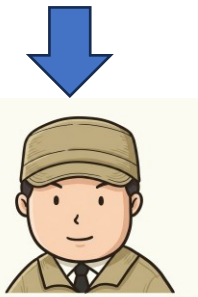


元方事業者

【安衛法15条1項】
一の場所において行う仕事の一部を請負人に請け負わせ自らも仕事の一部を行う最先次の請負契約における注文者



1次下請



2次下請

関係請負人

【安衛法15条1項】
元方事業者以外の請負人

3次下請
(最後)



これは、製造業の統括管理に関係する方々です。
労働者の使用の有無は要件になっていないので、個人事業者も定義に該当することになれば、元方事業者、下請のどちらにもなることになります。





個人事業者

特定元方事業者

【安衛法15条1項】
元方事業者のうち、建設業、造船業の仕事を行う者



3　製造業の元方事業者等の講ずべき措置（安衛法第３０条の２第１項）

製造業その他政令で定める業種に属する事業（建設、造船業の特定事業を除く。）の**元方事業者**は、



赤字が安衛法改正箇所です。

↓

その**労働者**である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者**がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、



個人事業者

↓

作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

わたしは、労働者以外の作業従事者に入るのですね。

作業従事者

【安衛法15条1項】
事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者

作業従事者は安衛法第15条1項で定義されています。



元方事業者等の講ずべき措置（安衛法第３０条の２第１項）

①作業間の連絡及び調整を行うこと

安衛則643条の2・636条



②クレーン等の運転についての合図の統一

安衛則643条の3・639条1項



③事故現場の標識の統一

安衛則643条の4



④有機溶剤等の容器の集積箇所の統一

安衛則643条の5、641条　**（周知）**





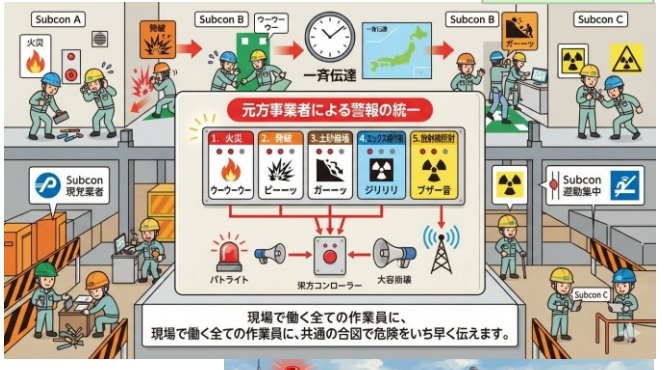


個人事業者

わたしも、労働者同様、
措置の対象になったの
ですね！

⑤警報の統一等

安衛則643条の6　**（周知）**



（退避）



4　特定の作業等に係る注文者としての措置（安衛法第３１条の２）

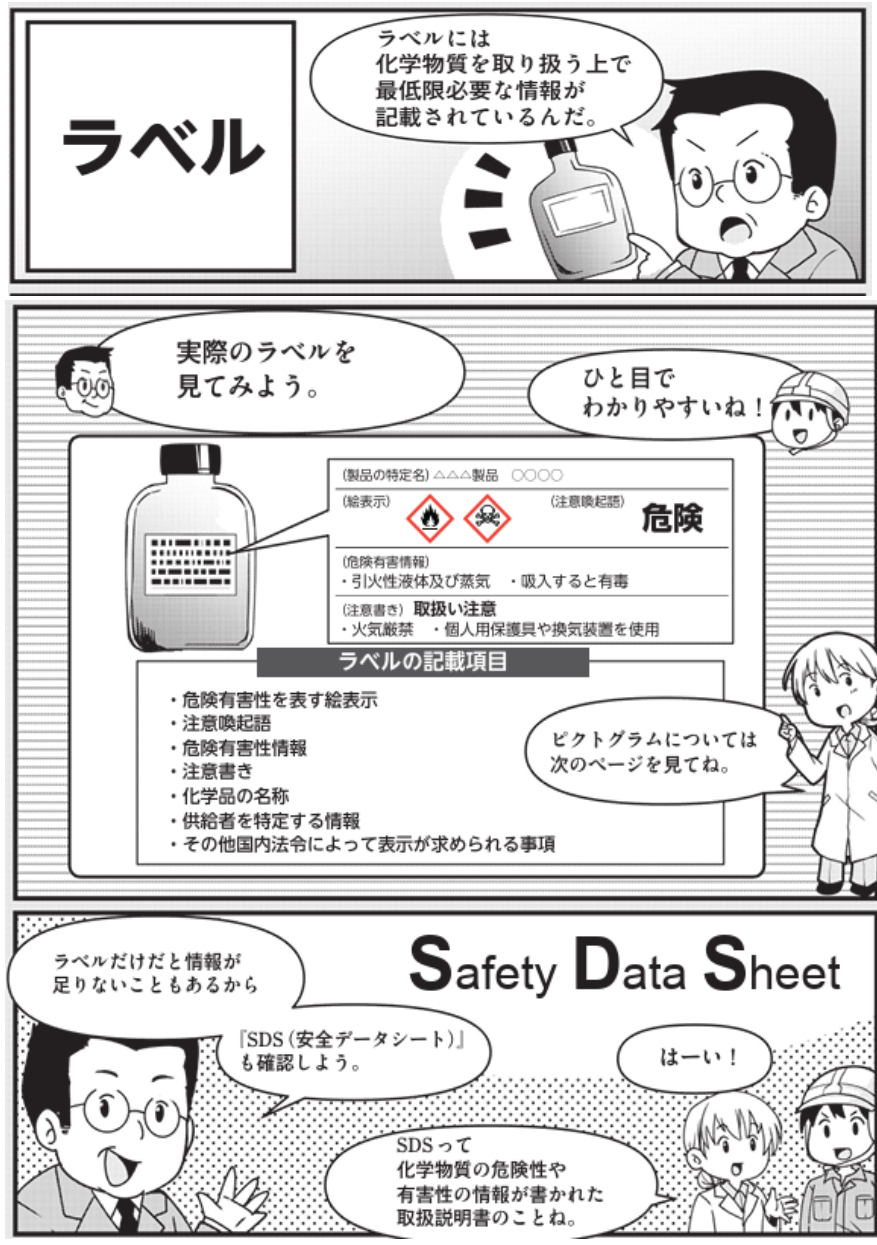
化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める**作業**に係る仕事の**注文者**は、

当該物について、当該仕事に係る**請負人の労働者の労働災害を防止**するため必要な措置を講じなければならない。



＊ポイント
注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る）は、化学設備等の改造時の作業における設備の分解や内部への立入を関係請負人に行わせる場合は、作業開始前に、製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等を記載した文書等を作成し、交付しなければならない。

安衛則662条の3、4



出所：厚生労働省「まんがでわかる化学物質取扱の基本」より抜粋

5　個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項

まず、仕事を請け負わせる個人事業者等に改正安衛法をご存じなのか、正確にご理解しているのか確かめてください。
内容が多岐に亘り、施行期日も長期に亘るので、ご理解するのも大変だと思います。
個人事業者だけでなく、仕事を請け負わせる方も正確な知識が必要です。改正項目とその施行日を整理した中央労基署リーフレットがありますので、確認していきましょう。



フリーランス、一人親方、中小事業主・役員のみなさま

個人事業者等の安全衛生対策が強化されます！
～労働安全衛生法改正の主なポイントについて～

「注文者」や「作業場所管理事業者※」による対策が強化

個人事業者等の安全衛生対策について（厚生労働省HP）

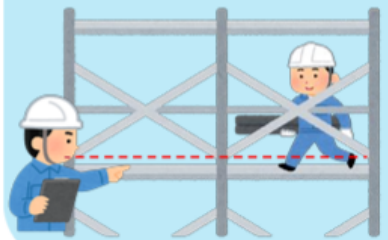
R7.5.14施行
全ての注文者による配慮の明確化



R9.4.1施行
全ての混在作業場所における連絡調整



R8.4.1施行
個人事業者等が統括管理の対象に



「個人事業者等※」自身による対策の強化

R9.4.1施行
不適格な機械の使用禁止



R9.4.1施行
機械等の自主検査の実施



R9.4.1施行
危険有害業務に関する安全衛生教育



「個人事業者等」の災害把握や権利確保の強化

R9.1.1施行
個人事業者等の業務災害報告制度



R8.4.1施行
労働基準監督署への申告制度



本リーフレットの詳細やその他の改正内容は
説明会資料
をご確認ください

改正労働安全衛生法
説明会資料
（厚生労働省HP）

※個人事業者…事業を行う者で労働者を使用しないもの
※個人事業者等…個人事業者＋中小企業の事業主やその役員
※作業場所管理事業者…業種を問わず、混在作業場所を管理する事業者

どうでしたか？
　改正安衛法について、個人事業者等の方も仕事を請け負わせるあなたも双方ご理解が得られていましたか？このように、双方ご理解していることを、確認した上で、具体的な現場での作業内容や作業条件を決めて、明示し、作業を開始しましょう。仕事が終わるまで双方決めたことを守ることも大事です。

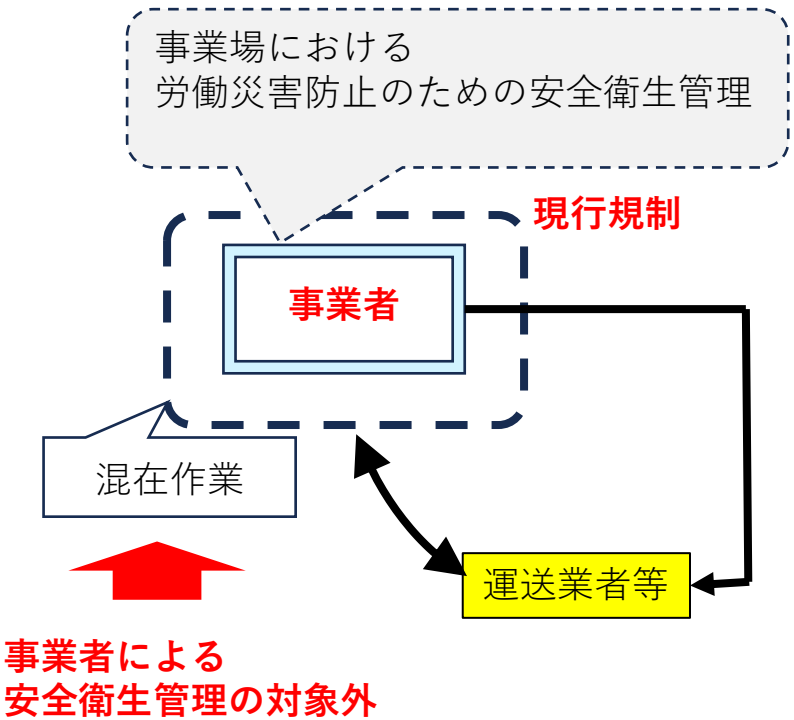


6　作業場所管理事業者として必要な措置（安衛法第３０条の４）

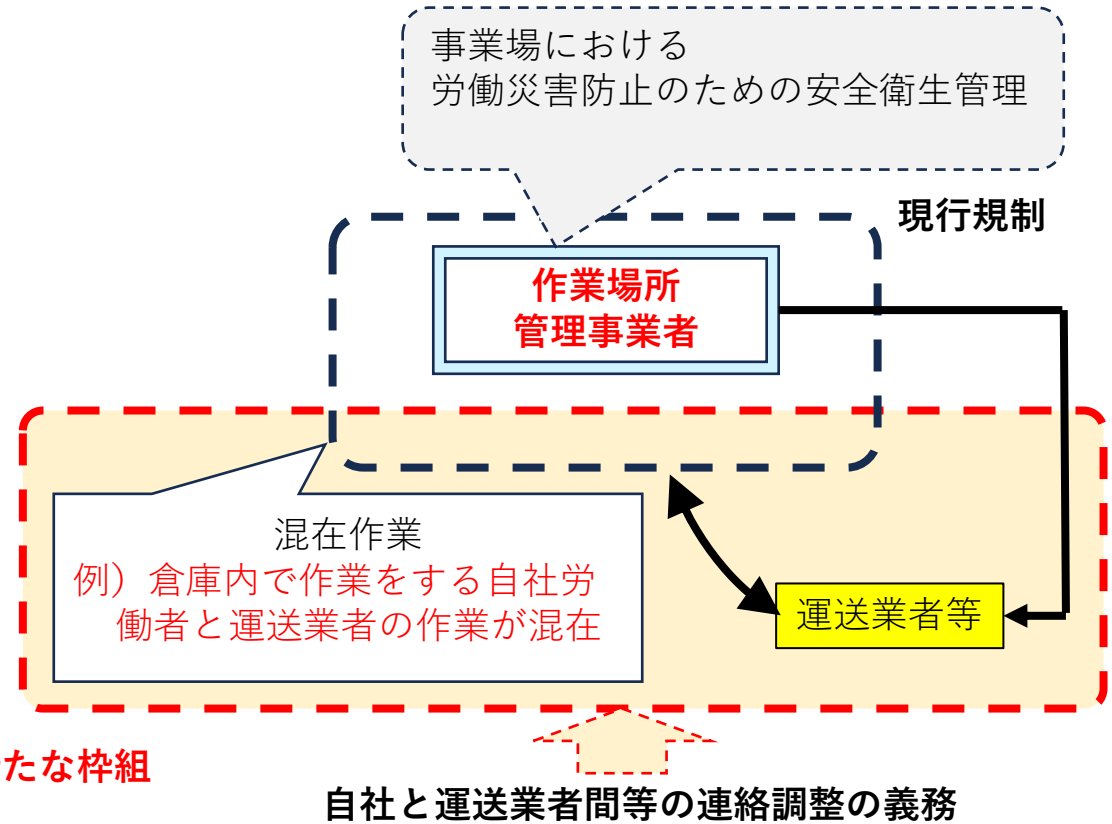
３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「**一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）**に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが創設されました。



≪現行≫



≪見直し後≫

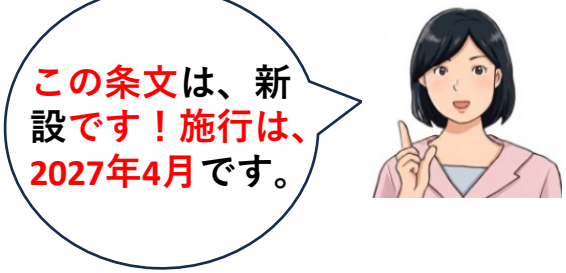


作業場所管理事業者として必要な措置（安衛法第３０条の４）

仕事を自ら行う事業者であつて、当該**仕事を行う場所を管理**するもの（以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「**作業場所管理事業者**」という。）は、

その管理する一の場所においてその**労働者である作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及びその**請負人**（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の**後次の全ての請負契約の当事者である請負人**を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、**危険性又は有害性等を勘案**して**＊厚生労働省令で定める業務**に係る作業を行うときは、

当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、**作業間の連絡及び調整を行う**ことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。





作業場所管理事業者

【安衛法30条の4第1項】
仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの



個人事業者

＊　危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務　安衛則643条の10

次の表に掲げる、**周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれ**のある業務

就業制限に係る業務	特別教育を必要とする業務	作業主任者を選任すべき作業	作業を指揮する者を定める必要がある作業	貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務	定期に実施する検査、補修等の業務
安衛令20条各号	安衛則36条各号	安衛令６条各号	安衛則151条の4等	安衛則151条の２第７号	安衛則169条の2、171条等

＊作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置

（1）作業間の連絡及び調整　安衛則643条の11

作業場所管理事業者は、**随時**、作業場所管理事業者と請負人との間、請負人相互間における法30条の4第1項の**連絡及び調整**を行わなければならない。

（2）作業場所管理事業者等の講ずべき措置　安衛則643条の12

①　作業場所管理事業者は、**安衛法30条の４に規定する場合を除き**、その管理する一の場所において作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時**、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における**連絡及び調整**を行うものとする。

作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。



② 事業を行う者は、**作業場所管理事業者がいない一の場所**においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時**、当該他の事業を行う者と相互に**連絡及び調整**を行うものとする。

③ **作業従事者**は、講じられる措置に応じて、**必要な事項を守る**ものとする。

ご静聴ありがとうございました。
改正安衛法のご理解が少しでも
進んだことを祈念しております。

